

大地震の備え、耐震診断から

札幌市 「耐震化補助制度」の活用呼びかけ

阪神・淡路大震災では、新耐震基準施行前の住宅の約3割が倒壊・大破した一方で、同基準施行後の住宅は約75%が無被害または軽微な損傷にとどまっており、大地震に備えるには、まず住宅の耐震性を知る必要がある。札幌市は木造住宅の耐震化を進めるために耐震診断・設計・改修費用の一部を補助する「木造住宅耐震化補助制度」を実施しているが、地震が少ない土地柄もあって、市民への普及度は芳しくない。市内には大地震を起す可能性がある伏在活断層が見えられており、補助事業を所管する建築安全推進課では「耐震診断を受け、自宅の耐震性を確認してほしい」と呼び掛けている。

■3つの伏在活断層

比較的地震が少ない札幌市だが、将来的に大地震を起す可能性がある「伏在活断層」が見えられている。

札幌市が2008(平成20)年度に策定した「第3次地震被害想定」

によると、西札幌背斜に開連する断層(西札幌断層)、月寒背斜に開連する断層(月寒断層)、野幌丘陵断層帯のいずれかを震源とする地震が発生した場合、最大震度7を観測する可能性があるという。

このうち最も深刻なのが月寒断層。札幌市の面積の15%に相当する169km²で震度6強以上の揺れを観測し、93km²が液状化する可能性があるという。

その際の被害状況は季節や時間帯によって異なる。午前5時に発生したとすると死者は夏期が1789人、冬期は2050人。建物被害によって自力で脱出できない生存者は夏期が5507人、冬期は6184人に達すると想定。厳冬期に発生し、2時間以内に救出

出できなければ凍死してしまうと仮定すると、自力で脱出できない6184人中全員が死亡。地震による死者と合わせて犠牲者が膨れ上がるとみてい

る。建物被害が10万1291棟、冬期は11万2461棟が全半壊すると想定している。

■わずか280件
阪神・淡路大震災建築震災調査会の報告書によると、阪神・淡路大震災では新耐震基準施行前の1981(昭和56)年5月31日以

前に建てられた木造住宅の29%が倒壊・大破している。一方新耐震基準施行後の住宅は75%が無被害か軽微な損傷にとどまっており、地震による被害を抑えるためには、まず耐震診断で、住宅の耐震性を確認することが必要。

2013(平成25)年度の住宅・土地統計調査によると、札幌市内の戸建住宅29万戸のうち、約4分の1に相当する7万1000戸が1980(昭和55)年以前に建設されている。

木造住宅の耐震化を進めるため、市は木造の戸建、長屋建、共同住宅向けに耐震診断・設計・改修費用の一部を補助する「木造住宅耐震化補助制度」を実施している。

過去に耐震診断の補助制度を活用した戸建住宅の診断費用は平均4万5000円で、自己負担額が1万円程度。それでも制度が活用されないのは、地震が少なく耐震化への市民の関心が高くないことから、補助制度が浸透していないため。新耐震基準施行前に建設された住宅は高齢の居住者が多く、「耐震化しても仕方がない」と考えるケースも多い。

業者が撤退する向きもあるという。補助制度を所管する建築安全推進課は「住宅の状況を知らずにも、まずは耐震診断を受けて欲しい」と呼び掛けている。

平成27年度 木造住宅耐震化補助制度のご案内

耐震診断の費用を9割補助します!!

木造住宅の地震に対する安全性を高め、地震に強いまちづくりの推進のため、本道各市町村において、耐震診断、耐震設計、耐震改修工事に対する費用の一部を補助します。

補助率と補助額

事業名	対象範囲	補助率	補助額
耐震診断	9/10	2/3	23%
耐震設計	4万円	10万円	40万円

補助対象となる住宅

- ①札幌市に所在する木造の戸建住宅、長屋、共同住宅
- ②昭和56年5月31日以前に、既設耐震工法で新耐震基準に適合したものの、地震発生後、本道指定の機関が2階以下の部分で耐震性の確認が不足しているもの
- ③平成27年度5月31日以前に、新耐震基準に適合しているものの、平成27年度5月31日以前に、新耐震基準に適合していないもの

申請できる方

建築主、所有者、借主、区分所有権者(区分所有の場合)

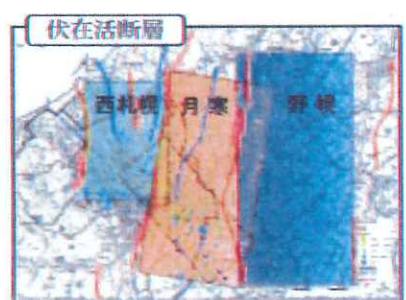
受付期間

耐震診断：平成27年5月11日(月)～平成28年1月29日(金)
耐震設計：平成27年5月11日(月)～平成27年12月18日(木)
耐震改修：平成27年5月11日(月)～平成27年12月18日(木)

※ただし、申請期間が終了後に申請した場合、受付はできません。

平成27年(2015)年5月
札幌市都市計画局建築安全推進課

木造住宅耐震化補助制度の実内チラシ



札幌市内に存在する伏在活断層

■わすか280件
阪神・淡路大震災建築震災調査会の報告書によると、阪神・淡路大震災では新耐震基準施行前の1981(昭和56)年5月31日以

前に建てられた木造住宅の29%が倒壊・大破している。一方新耐震基準施行後の住宅は75%が無被害か軽微な損傷にとどまっており、地震による被害を抑えるためには、まず耐震診断で、住宅の耐震性を確認することが必要。

2013(平成25)年度の住宅・土地統計調査によると、札幌市内の戸建住宅29万戸のうち、約4分の1に相当する7万1000戸が1980(昭和55)年以前に建設されている。

木造住宅の耐震化を進めるため、市は木造の戸建、長屋建、共同住宅向けに耐震診断・設計・改修費用の一部を補助する「木造住宅耐震化補助制度」を実施している。

過去に耐震診断の補助制度を活用した戸建住宅の診断費用は平均4万5000円で、自己負担額が1万円程度。それでも制度が活用されないのは、地震が少なく耐震化への市民の関心が高くないことから、補助制度が浸透していないため。新耐震基準施行前に建設された住宅は高齢の居住者が多く、「耐震化しても仕方がない」と考えるケースも多い。

業者が撤退する向きもあるという。補助制度を所管する建築安全推進課は「住宅の状況を知らずにも、まずは耐震診断を受けて欲しい」と呼び掛けている。

エコリフォーム補助制度は、断熱改修やバリアフリー改修費用の一部を補助する「住宅エコリフォーム補助制度」を実施しており、耐震改修補助と併用できる。

断熱改修は、外壁部分に構造用合板を張ることなどで補強するが、その際に外装材を剥がすため、断熱強化が可能。エコリフォーム補助制度は外壁全体の断熱改修を補助対象としており、今年度の補助額は1戸当たり10万円。

今年度の木造住宅耐震化補助制度の補助金交付申請期間は、耐震診断が来年1月29日(金)、耐震設計・改修は12月18日(金)まで。

エコリフォーム補助制度は今年度最終となる第2回募集が8月28日で締め切られる。

エコリフォーム補助制度は、断熱改修やバリアフリー改修費用の一部を補助する「住宅エコリフォーム補助制度」を実施しており、耐震改修補助と併用できる。

断熱改修は、外壁部分に構造用合板を張ることなどで補強するが、その際に外装材を剥がすため、断熱強化が可能。エコリフォーム補助制度は外壁全体の断熱改修を補助対象としており、今年度の補助額は1戸当たり10万円。

今年度の木造住宅耐震化補助制度の補助金交付申請期間は、耐震診断が来年1月29日(金)、耐震設計・改修は12月18日(金)まで。

エコリフォーム補助制度は今年度最終となる第2回募集が8月28日で締め切られる。

業者が撤退する向きもあるという。補助制度を所管する建築安全推進課は「住宅の状況を知らずにも、まずは耐震診断を受けて欲しい」と呼び掛けている。